

再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員の皆様へ

一般財団法人愛媛県教職員互助会

ご承知のとおり、公務員はそれぞれの法律により設けられた共済組合に加入し、退職後の年金や病気の場合の療養の給付等を受けることになっています。しかし、この共済組合の事業は全国的な組織で行われるため、どうしても画一的にならざるを得ないところがあります。そこで各県とも、きめのこまかい福祉の増進と生活の安定を図るため互助団体を結成して、皆様のための福利厚生事業を行っているところであります。現在教職員互助会は、約12,000人の会員が加入され会員の掛金で運営されています。

正規職員やフルタイム再任用職員の方は以前より加入資格を有していましたが、令和2年4月1日からフルタイムで勤務する常勤講師等の任期付職員や臨時的任用職員、会計年度任用職員についても、公立学校共済組合の組合員資格を取得することに伴い、互助会の加入資格を有することになり、希望者は互助会への入会が可能となりました。

概要は次のとおりですので、参考にさせていただき、教職員互助会への入会について是非ご検討ください。

掛金月額 給料月額【調整額含む】×1,000分の6.5の額

1 給付事業

種 類	給 付 額	提出書類・添付書類（写し可）
療養費補助金	会員または扶養家族が病気又は負傷したとき、医療費等の自己負担額から3,000円を控除して得た額から100円未満切捨て、2,000円を上限として支給	（共済組合員以外の会員） ○療養費補助金請求書 ○医療費の領収証 ※共済組合員は自動払い（書類の提出不要）
死亡弔慰金	死亡したとき ア 会員 30万円 イ 配偶者 5万円 ウ 扶養家族（配偶者を除く。） 3万円 エ 被扶養者以外の父母及び子（養父母を含み、配偶者の父母を除く。） 3万円	○死亡弔慰金請求書 ○ 死亡の事実が確認できる書類 （医師の死亡診断書、市町村長の埋葬（火葬）許可証、除籍後の戸籍謄本等のいずれか） ○ 死亡者との続柄が確認できる書類 （戸籍抄本、戸籍謄本等）
災害見舞金	住居、家財の災害の程度に応じて 5万円～50万円	○災害見舞金請求書 ○市町村長等の発行するり災証明書 ○住居・家財被害状況図 ○写真
結婚祝金	5万円	○結婚祝金請求書 ○ 婚姻の届出年月日が確認できる書類 （戸籍抄本、婚姻届受理証明書、市町村長証明書等のいずれか）
銀婚祝金	結婚25年を迎えた会員 2万円	○銀婚祝金請求書 ○戸籍抄本（本人）
出産祝金	会員又は配偶者が出産したとき ※生児1人につき2万円 ※夫婦とも会員の場合双方に支給 2万円	○出産祝金請求書 ○ 出産したことを証明する書類 （出生届受理証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、母子手帳の出生届済証明等のいずれか）
育児休業支援金	ア 育児休業の期間が1か月を超える場合、又は複数回休業した同期間の休業日数（土日を除く）の合計が22日を超える場合 2万円 イ 上記ア以外の場合 1万円	○育児休業支援金請求書 ○育児休業の事実を証する書類（辞令書等） ※令和7年4月1日以降に出生した子の育児休業を連続5日以上取得した会員 ※一子につき1回限り
入院見舞金	ア 会員 1日 1,000円 （入院して5日目より支給） ※休職中の場合は1日目から支給 イ 扶養家族 1日 500円 （入院して5日目より支給）	○入院見舞金請求書 ○ 入院の事実及び入院期間の分かる書類 （医療費の領収証、退院証明書、診断書等のいずれか） ○休職発令通知書（休職中の場合）
療養見舞金	休職して自宅療養しているとき 1月 1万円	○療養見舞金請求書 ○休職発令通知書 ※月途中の休職や入院期間がある場合は日割り計算
退職慰労金	掛金総額の20%	○退職慰労金請求書 ★在会1年以上かつ下記項目に該当する会員が請求の対象 ・退職、もしくは死亡したとき ・正規職員に採用されたとき

2 福祉事業

事業名	実施内容
人間ドック（県）（共）	人間ドックを実施する
退職準備セミナー（県）（共）	年度末退職予定者を対象にセミナーを実施する
法律相談	顧問弁護士による悩みごと相談を法律事務所への訪問または電話で30分間無料で行う（婚姻、相続、金銭貸借等に関する法律相談） ※互助会を通じた事前予約が必要です
メンタルヘルスセミナー（共）	メンタルヘルスセミナーを実施する
リフレッシュ海外旅行助成事業	松山空港発着の国際線利用による海外旅行（公務出張は除く）をした場合会員1人あたり1万円を助成する（年度1回）
インフルエンザ予防接種補助事業（共）	補助対象接種期間（R7.10.1～R8.1.31）にインフルエンザの予防接種を受けた会員1人あたり上限2,000円を補助する（年度1回）

（注）（県）は愛媛県教育委員会、（共）は公立学校共済組合愛媛支部と共催で実施する事業

3 貸付事業

種類 (貸付限度額)	対象	提出・添付書類	備考
一般貸付	生活資金貸付 (100万円)	会員の臨時の資金	月 0.07% 在会6か月以上の会員 (例外あり) ※一般貸付については借 替えを行うことができ る。ただし、既貸付けの 償還回数が24回以上の場 合に限る
	教育資金貸付 (200万円)	会員又はその子若しくは 弟妹	
	自動車資金貸付 (200万円)	会員又はその子若しくは 弟妹が使用する自動車 (自動二輪車を含む。)	
	結婚資金貸付 (100万円)	会員の結婚 会員の子又は弟妹の結婚 (2人まで各1口)	
通勤定期購入資金貸付	通勤定期の購入	○通勤定期購入資金貸付申込書 ○借用証書（収入印紙貼付）	通勤定期購入に係る手当 総額

※任期付会員の一般貸付限度額は、調整額を含む給料月額30%に、貸付を受ける月の翌々月から任期満了までの月数をかけた金額です

○お問い合わせは

一般財団法人愛媛県教職員互助会
松山市一番町4丁目4番地2
TEL 089-943-0950
FAX 089-943-0974
ホームページ <http://www.himego.join-us.jp/>